

2021年2月度の保険料振替日が3月になることによる

法人契約の税務に関するご案内

口座振替でご契約のお客様においては、振替日である27日が土日祝日または金融機関の休業日に該当する場合、翌営業日の振替となります。そのため、2021年2月27日（土）は振替日とならず、翌営業日の2021年3月1日（月）が振替日となります。

2月が決算月の法人のお客様につきましては、通常、2月末までに保険料のお支払いが完了すれば当期の経費として税務上の処理が可能ですが、2021年は2月度の振替日が3月1日（月）となるため、保険料のお支払いが3月となります。保険料の経理処理について必要に応じて所管の税務署または税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

なお、口座振替ではなく払込用紙でお振込みいただくことで2月末までに保険料のお支払いを完了させることができ、2月度の保険料として税務上の処理が可能となります。

詳細は下記お問い合わせ先へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※今後、税務の取り扱い等が変わる場合がございます。

【お問い合わせ先】

[当社](#)

または

担当代理店

※税務上の影響・処理に関しては、所管の税務署または税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。